

令和 7 年和光市議会 1 2 月定例会

提出議案の概要

和光市

議案第76号	自動運転サービス導入に関する大型EV自動運転バス購入契約の締結について
担 当	公共交通政策室

【目的】

自動運転サービスの実現に向け、大型EVバスの導入により、公共交通の利便性向上と環境負荷の軽減を図り、安全で効率的な移動手段を提供する。

【内容】

件 名 自動運転サービス導入に関する大型EV自動運転バス購入
納品場所 和光市が指定する場所
契約の方法 公募型プロポーザルによる随意契約
契約金額 96,800,000円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 8,800,000円)
契約の相手方 茨城県つくば市緑ヶ原4丁目13番地
先進モビリティ株式会社
代表取締役 瀬川 雅也

【納入期日】

令和7年12月19日

議案第77号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	職員課
【目的】 令和7年人事院勧告を受け、当市においても人事院勧告に準拠した職員の給料表等の改定を行うため、この案を提出するものであります。 【内容】 主な改正の要点 (1) 給料表 令和7年人事院勧告に準じて給料表を改正します。 (2) 期末・勤勉手当の支給割合 令和7年人事院勧告に準じて、期末・勤勉手当の支給割合を年間で0.05月分引上げ、年間支給割合を4.65月（再任用職員については2.45月、特定任期付職員については3.7月）とします。 (3) 通勤手当の月額及び宿日直手当の支給額 令和7年人事院勧告に準じて改正します。 【施行期日】 公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。	

議案第78号	和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	保育施設課

【目的】

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）」の施行に伴う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加するため、条例の改正をするものです。

【内容】

母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることと、その場合においては、保育所等の長等が当該乳幼児の健康診査の結果を把握しなければならないこととするものです。

【施行期日】

公布の日から施行。

議案第79号	和光市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 を定めることについて
担 当	保育施設課

【目的】

令和8年度から乳児等通園支援事業（通称「誰でも通園制度」）を開始するにあたり、国が示した乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき、事業実施にあたっての設備及び運営に関する基準を定める必要があるため。

【内容】

本市において、乳児等通園支援事業を実施するにあたり、当該事業者や当該事業を行う事業所の職員が遵守すべき設備の状況や運営方法について定めるものです。

【施行期日】

公布の日から施行。

議案第80号	和光市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて
担 当	保育施設課

【目的】

令和8年度から特定乳児等通園支援事業（通称「誰でも通園制度」）を開始するにあたり、国が示した特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき、事業実施にあたっての運営に関する基準を定める必要があるため。

【内容】

本市において、特定乳児等通園支援事業を実施するにあたり、当該事業者や当該事業を行う事業所の職員が遵守すべき運営方法を定めるものです。

【施行期日】

公布の日から施行。